

■ 同種・類似の考え方についての事例（庁舎機能について）

※備考の記載は各事例の要領などに記載の文面を転記しています

事例項目	①各務原市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	②千葉市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	④清瀬市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	⑥市川市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	③川崎市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	⑤府中市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	⑦新発田市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	
同種・類似の違い	<p>■用途 「同種」：新庁舎と同じ建物機能の実績を求めている。 「類似」：事務室等、用途をより幅広く設定している。</p> <p>■発注者 「同種」：発注者が国又は地方公共団体に限られる (用途を「庁舎」に限定した時点で自動的に決定) 「類似」：公共・民間の別は問わない。</p>			<p>■用途 「同種」：新庁舎と同じ建物機能の実績を求めている 「類似」：公共施設としており、建物用途を限定していない。</p>		<p>(同種・類似を区分けしていない)</p>		
同種・類似業務実績の定義	<p>○「同種」業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日以降に、日本国内において、国又は地方公共団体が発注した延床面積7,000㎡以上(原則1棟とする。)の庁舎(執務室及び窓口を主としたもの)の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を元請として受託した実績を対象とします。</p> <p>○「類似」業務の実績における対象施設は、平成18年4月1日以降に、日本国内において、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号(業務施設)に該当する建築物で、延床面積7,000㎡以上(原則1棟とする。)の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を元請として受託した実績を対象とします。</p>	<p>○同種業務とは、庁舎(執務室及び窓口を主としたもの)の設計業務とする。</p> <p>○類似業務とは、業務施設※の設計業務とする。 ※平成21年国土交通省告示第15号別添2による類型4に該当する施設</p>	<p>○同種業務実績 国又は地方公共団体が発注した、延床面積5,000㎡以上の庁舎(窓口を有する執務室を主としたもの)の新築または改築に関する業務実績を対象とします。なお、他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち、過半を超える面積が庁舎(窓口を有する執務室を主としたもの)の用途であるものに限りします。</p> <p>○類似業務実績 平成21年国土交通省告示第15号別添2による類型4(業務施設)又は類型12(文化・交流・公益施設)の第1類又は第2類に該当する建築物(延床面積5,000㎡以上)の新築または改築に関する業務実績を対象とします。なお、他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち、過半を超える面積が上記類型の第1類又は第2類の用途であるものに限りします。</p>	<p>○同種業務の実績における対象施設は、平成10年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、延床面積15,000㎡以上の庁舎(執務室及び窓口を主としたもの)の建設に関する基本設計又は実施設計業務を元請で受託している実績を対象とします。</p> <p>○類似業務の実績における対象施設は、平成10年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した、延床面積15,000㎡以上の公共施設の建設に関する基本設計又は実施設計業務を元請で受託している実績を対象とします。</p>	<p>(同種・類似を区分けしていない)</p>			
配置技術者の資格・実績に関わる要件等 (表現は簡略化して記載しています)	<p>○管理技術者の経歴等 ア 実務経験年数、保有資格 イ 同種・類似業務実績(3件以内) ・同種、類似、受賞歴 ・関わった分担業務分野及び立場 ウ 公告日現在、従事している業務数 エ 代表的な業務実績 1 事例の写真、設計コンセプトを記入</p> <p>○総合担当主任技術者の経歴等 上記管理技術者の経歴等と同じ</p> <p>○構造、電気設備、機械設備担当主任技術者の経歴等 ア 構造担当主任技術者 資格(構造一級建築士、一級建築士) イ 電気設備及び機械設備担当主任技術者 資格(設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士のみ記入) ウ 構造、電気設備、機械設備担当主任技術者共通 ・実務経験年数 ・同種・類似業務実績(3件以内) ・従事した立場 ・受賞歴(受賞実績が確認できる資料)</p>	<p>応募資格として記載 ・一級建築士事務所の登録を行っている者 又は 市長がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>・主たる事務所の所在地が国内にあること</p> <p>・実績 15年以内に業務施設(告示第15号別添2による類型4に該当する施設)基本設計に関する実績を有すること。</p>	<p>○管理技術者 ・一級建築士</p> <p>○管理技術者及び窓口業務を行う者 (管理技術者を兼ねてもよい) 参加者の組織に所属</p> <p>○管理技術者・主任担当技術者の経歴等 ・各主任担当技術者は、それぞれ1名 ・管理技術者 各主任担当技術者を兼任しない ・建築(総合)主任担当技術者 各主任担当技術者を兼任しない ・経験年数、資格名称 ・同種・類似業務実績 (上欄の業務実績の定義)</p>	<p>○管理技術者 ・一級建築士(条件) (実績は様式に記載) ・同種・類似の別 ・構造・規模・面積 ・業務完了年月 ・携わった立場 ・受賞歴</p> <p>○各主任技術者 (資格・実績は様式に記載) ・保有資格 ・同種・類似の別 ・構造・規模・面積 ・業務完了年月 ・携わった立場 ・受賞歴</p> <p>・管理技術者及び建築主任技術者 参加表明者の組織に所属 ・管理技術者及び各主任技術者 それぞれ1名であること。 ・管理技術者 各主任技術者を兼任しない ・建築主任技術者 他の主任技術者を兼任しない</p>	<p>管理技術者及び主任技術者の資格要件 ○管理技術者 ・一級建築士 ・主任技術者を兼任しない ・実績 過去15年以内 延床面積10,000㎡以上の事務所等※1 高さが60mを超える超高層建築物※2</p> <p>○主任技術者(意匠担当) (資格は様式に記載) ・他の主任技術者を兼任しない ・実績：管理技術者と同じ</p> <p>○主任技術者(構造担当) (資格は様式に記載) ・実績 過去15年以内 高さが100mを超える超高層建築物※2 (面積指定なし)</p> <p>○主任技術者(電気・機械設備担当) ・資格 設備設計一級建築士又は建築設備士 (ただし、実績については評価項目としている)</p> <p>※1：告示第15号別添2類型4(他詳細あり) ※2：建築基準法第二十条第1項第一号</p>	<p>応募資格等 ア 一級建築士 イ 一級建築士事務所登録 ウ 建築設計の責任者の実績 延床面積8,000㎡以上の公共建築物 ※ 責任者「総括責任者」「意匠主任担当者」 またはこれらと同等と認められる者 エ 建替計画の立案、実施に係る経験を 有する者(協力事務所も可とする) オ〜ク 略 ケ 応募に対する制限(詳細略)</p>	<p>応募資格 ・日本国内に住所を有する者 一級建築士事務所所属 一級建築士 新発田市新庁舎建設の基本設計及び 実施設計完了まで総括責任者として配置</p> <p>・総括責任者又同等と認められる者 実績 平成元年4月以降に日本国内の 積雪寒冷地において 竣工し又は実施設計を完了した 床面積10,000㎡以上の公共施設 (国・都道府県・市町村が発注した建築物) の実績を有すること。</p>	